

## 告 示

### 埼玉県選管告示第四号

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年一月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示

公職選挙法及び同法施行令等執行規程（平成七年埼玉県選管告示第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四号様式その一及びその二の備考一中「投票所内の」を「投票所又は共通投票所内の」に改める。

第二十四号様式その三中「名簿届出政党等の名称」を「衆議院名簿届出政党等の名称」に改め、同様式その三の備考一中「投票所内の」を「投票所又は共通投票所内の」に改め、備考二中「名簿届出政党等の名称」を「衆議院名簿届出政党等の名称」に改め、備考三を次のように改める。

三 「衆議院名簿届出政党等の名称」及び「略称」については縦書きとし、ふりがなを付すこと。なお、使用する文字の大きさは、全ての衆議院名簿届出政党等について同一とすること。また、名称と略称についても同一の大きさの文字を使用することが望ましいこと。

第二十四号様式その三の備考に次のように加える。

四 各衆議院名簿届出政党等の枠の横幅は全て同一とし、名称及び略称はそれぞれ一行で記載するようにすること。

五 略称のない衆議院名簿届出政党等については、略称の欄は空欄とすること。  
第二十四号様式その四及びその五の備考一中「投票所内の」を「投票所又は共通投票所内の」に改める。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。